

原材料そのものは非医薬品リストに掲載されていても、抽出物・精製物が医薬品リストに掲載されているものもあります。たとえば、タウリン（医薬品成分）を含むタコやイワシ（非医薬品）などです。このような場合、タコやイワシの加工食品等を「医薬品」とみなされないようにするためには次の条件を満たす必要があります。

1. 製品に「食品」であることをはっきり示す。
2. 原材料を加工したものであることをしめす。
3. 「医薬品」と誤認を与えるような特定成分の強調をしない。
4. 加工状態が、もともとの原材料の本質を失っていない。